

議案第 5 6 号

岩倉市国民健康保険税条例の一部改正について

岩倉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 8 年 6 月 2 日提出

岩倉市長 久 保 田 桂 朗

岩倉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

岩倉市国民健康保険税条例（昭和４６年岩倉市条例第４４号）の一部を次のように改正する。

第２８条第３項中「第５６条の８９第４項第１号」を「第５６条の８９第４項」に、「、被保険者均等割額」を「並びに被保険者均等割額」に、同項第１号中「第２４条の３０の５」を「第２４条の３０の６」に改め、同条第４項中「第１項、第２項又は前項」を「前３項」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の岩倉市国民健康保険税条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和８年４月１日から適用する。

（経過措置）

- 2 新条例の規定は、令和８年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和７年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。